平成　　年　　月　　日

仁木町長　　佐藤　聖一郎　殿

所在地

企業名

代表者職

代表者氏名　　　　　　　　印

先端設備等導入計画に係る暴力団排除に関する誓約書

申請者及び事業者の役員は、仁木町暴力団排除条例（平成24年条例第13号。以下「条例」という。）の規定を順守し、次に掲げる事項について誓約します。

１　条例第２条第１号から第３号に掲げる者のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

２　条例第２条第１号から第３号に掲げる者の該当の有無を確認するため、仁木町から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３　本誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、認定の取消等その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上

○仁木町暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（目的）

**第１条**　この条例は、仁木町からの暴力団の排除について、基本的理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、町、町民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し町民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

**第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(２)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(３)　暴力団関係事業者　暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。

(４)　町民　町内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等をいう。

(５)　事業者　町内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び町内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理をする者をいう。

(６)　町民等　町民及び事業者をいう。

(７)　暴力団の排除　暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる町民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。